

日本医師会

<会員区分>

A①	病院・診療所の開設者、管理者およびそれに準ずる会員
A②(B)	上記A①会員およびA②会員(C)以外の会員
A②(C)	医師法に基づく研修医
B	上記A②会員(B)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員
C	上記A②会員(C)のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

区 分		年額
A①会員		126,000円
A②(B)会員	31歳以上 ※1	68,000円
	30歳以下 ※1	39,000円
A②(C)会員		※2 21,000円
B会員		※3 28,000円
C会員		※3 6,000円
高齢減免(医賠償保険加入) ※4	A①	78,000円
	A②(B)	52,000円
疾病等減免(医賠償保険加入) ※5	A①	66,000円
	A②(B)(31歳以上)	40,000円
	A②(B)(30歳以下)	15,000円
	A②(C)	15,000円

※1 毎年4月1日現在(4月1日現在30歳の会員が年度途中で31歳になっても会費年額は変わりません。)

※2 会費減免適用後は15,000円

※3 会費減免適用後は無料

※4 年齢が83歳以上で、日本医師会に20年以上在籍している会員は、郡市等医師会、都道府県医師会を通じて会費の減免を申請することができる。期の途中で満83歳に達する者は、満83歳になる誕生日の属する期から会費減免の対象となる。

※5 疾病、出産育児、その他特別な事由のある会員は、郡市等医師会、都道府県医師会を通じて会費の減免を申請することができる。